

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、令和八年一月二十七日とする。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

昭和